

令和6年第8回伊賀市教育委員会 議事日程

令和6年7月30日 10:00～

伊賀市役所 2階 会議室 203

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和6年第7回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第31号 教科用図書採択について

議案第32号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

議案第33号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

日程第4 議案第34号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命について

議案第35号 教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について

議案第36号 伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正について

日程第5 報告説明事項

① 寄附について

② 伊賀市就学援助費支給要綱の一部改正について

③ 「ことばで伝えるおはなし会」の実施について

④ その他

議案第 31 号

教科用図書の採択について

令和 7 年度に市立中学校において使用する教科用図書の採択を下記のとおり求める。

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条の規定に基づき、伊賀市立中学校で令和 7 年度に使用する教科用図書の採択を決定しようとする。
- 2 採択提案内容 【詳細資料省略】

議案第 32 号

伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により承認を求める。

令和 6 年 7 月 30 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

新年度で P T A や地域の役員が交代するため前年度に委員を委嘱することが困難である。また、年度当初から学校運営協議会委員として活動をスタートする必要があることから専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 別紙のとおり

3 委嘱期日 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
もしくは令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

令和6年度 伊賀市学校運営協議会委員名簿

2024/4/1

	学校	名前	委嘱期間	
1	上野東小学校	にしぐち やすじ 西口 保次	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
2	上野東小学校	よねだ みきこ 米田 美紀子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
3	上野東小学校	さやま まさよ 佐山 雅代	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
4	上野東小学校	おのだ ゆうじ 小野田 雄二	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
5	上野東小学校	ひがし かな 東 加奈	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
6	上野東小学校	いなもり ふみかず 稲森 文一	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
7	上野西小学校	きたもり とおる 北森 徹	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
8	上野西小学校	たなか しんいち 田中 伸一	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
9	上野西小学校	たきやま ようこ 瀧山 陽子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
10	上野西小学校	いわい きよこ 岩井 喜代子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
11	上野西小学校	あおの ちなつ 青野 千夏	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
12	上野西小学校	もりかわ せいこ 森川 誠子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
13	久米小学校	みね なおき 峯 直毅	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
14	久米小学校	やまざき かずのり 山崎 和憲	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
15	久米小学校	やまなか りえ 山中 理恵	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
16	久米小学校	まつなが あきお 松永 彰生	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
17	久米小学校	たなか みつお 田中 光生	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
18	久米小学校	ひろさわ まさあき 廣澤 昌昭	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
19	上野北小学校	ふきあげ じゅんこ 吹上 純子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
20	上野北小学校	いのうえ れいこ 井上 令子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
21	上野北小学校	ふじえ みつはる 藤榎 光晴	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
22	上野北小学校	ふくおか たつや 福岡 立弥	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
23	上野北小学校	やまもと なおき 山本 直樹	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
24	上野北小学校	さわむら ひろこ 澤村 裕子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
25	府中小学校	たなか えいいち 田中 栄一	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
26	府中小学校	のぐち ひでとし 野口 英敏	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継

27	府中小学校	<small>ひがしがまえ まさこ</small> 東構 昌子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
28	府中小学校	<small>まつだ こずえ</small> 松田 梢	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
29	府中小学校	<small>わたなべ たくや</small> 渡辺 拓也	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
30	府中小学校	<small>みやもと やすお</small> 宮本 鎮郎	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
31	中瀬小学校	<small>あおき ちあき</small> 青木 千晟	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
32	中瀬小学校	<small>くずはら かずひこ</small> 葛原 一彦	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
33	中瀬小学校	<small>まちの おさむ</small> 町野 理	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
34	中瀬小学校	<small>みやた しげかず</small> 宮田 茂一	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
35	中瀬小学校	<small>あらき ますお</small> 荒木 益夫	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
36	中瀬小学校	<small>いしい やすはる</small> 石井 康晴	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
37	友生小学校	<small>みなみ まさと</small> 南 正人	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
38	友生小学校	<small>ももじ ふとし</small> 百地 太歳	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
39	友生小学校	<small>つじもと</small> 辻本 まゆみ	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
40	友生小学校	<small>きし のりかず</small> 岸 則和	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
41	友生小学校	<small>いちい ひであき</small> 市井 秀明	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
42	友生小学校	<small>まつきひら まさふみ</small> 松木平 剛史	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
43	友生小学校	<small>よしむら ながこ</small> 吉村 永子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
44	上野南小学校	<small>よしざわ ひとみ</small> 吉澤 仁美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
45	上野南小学校	<small>にし ゆうじ</small> 西 祐治	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
46	上野南小学校	<small>ふくい あいこ</small> 福井 愛子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
47	上野南小学校	<small>たかはし よしただ</small> 高橋 良忠	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
48	上野南小学校	<small>つぼの よしみ</small> 坪野 芳美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
49	成和東小学校	<small>まえがわ きよし</small> 前川 清	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
50	成和東小学校	<small>よしかわ みつる</small> 吉川 充	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
51	成和東小学校	<small>しもい ふみ</small> 下井 二三	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
52	成和東小学校	<small>あさかわ ともかず</small> 浅川 友和	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
53	成和東小学校	<small>やまおか まさのり</small> 山岡 正憲	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
54	成和東小学校	<small>オクナガ タケジ</small> 奥永 文治	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
55	成和西小学校	<small>かねもと まさかず</small> 兼本 政一	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新

56	成和西小学校	やまおか ひろし 山岡 浩	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
57	成和西小学校	うえじま けいじ 上島 啓二	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
58	成和西小学校	やまだ みき 山田 美紀	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
59	成和西小学校	ちはや たいこ 千早 祐一来	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
60	成和西小学校	てしま 手島 ひとみ	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
61	三訪小学校	まつもと かねかず 松本 兼一	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
62	三訪小学校	やまなか よしのり 山中 善典	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
63	三訪小学校	くれもと よしみ 呉本 好美	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
64	三訪小学校	かわもと さとし 川本 哲	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
65	三訪小学校	ふくもり ともこ 福森 朋子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
66	三訪小学校	かわぐち まさゆき 川口 雅之	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
67	柘植小学校	まえしま ともこ 前嶋 智子	令和5年7月21日から令和7年3月31日	継
68	柘植小学校	たかぎ やすえ 高木 康江	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
69	柘植小学校	たかはら かよみ 高原 香代美	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
70	柘植小学校	にしい まさかず 西井 正和	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
71	柘植小学校	なかじま やすこ 中嶋 恭子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
72	柘植小学校	あおやま こうき 青山 幸輝	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
73	西柘植小学校	ふじおか のりこ 藤岡 典子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
74	西柘植小学校	にほ えみ 仁保 恵美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
75	西柘植小学校	でぐち ひろき 出口 裕章	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
76	西柘植小学校	まえざわ あきひこ 前澤 昭彦	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
77	西柘植小学校	おくざわ しげひさ 奥澤 重久	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
78	西柘植小学校	ふじさわ ひろみち 藤澤 大真	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
79	西柘植小学校	とみた なおみ 富田 直美	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
80	壬生野小学校	ひらいわ おさむ 平岩 修	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
81	壬生野小学校	いつき ひでき 居附 秀樹	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
82	壬生野小学校	かなや やすひろ 金谷 泰裕	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
83	壬生野小学校	ふじわら やすひろ 藤原 康博	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
84	壬生野小学校	ふくなが きよか 福永 紀世佳	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新

85	壬生野小学校	にしだ まちこ 西田 真智子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
86	島ヶ原小学校	まつなが きょうじ 松永 享二	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
87	島ヶ原小学校	にしぐち かおる 西口 馨	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
88	島ヶ原小学校	くらさか えみこ 倉坂 恵美子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
89	島ヶ原小学校	いちかわ がくと 市川 岳人	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
90	阿山小学校	ふじもり のぶひろ 藤森 宣博	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
91	阿山小学校	やまもり よしなり 山森 義祥	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
92	阿山小学校	かわせ やすえ 川瀬 康江	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
93	阿山小学校	つじもり としき 辻森 宗基	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
94	阿山小学校	ほんだ もとひさ 本田 基久	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
95	阿山小学校	うちだ まこと 内田 真	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
96	阿山小学校	おおいし りょうこ 大石 亮子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
97	阿山小学校	むらた さとこ 村田 智子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
98	大山田中学校区(大山田小学校)	まえやま きょうこ 前山 恭子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
99	大山田中学校区(大山田小学校)	つじ よしひと 辻 喜仁	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
100	大山田中学校区(大山田小学校)	かわの なおき 川野 尚喜	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
101	大山田中学校区(大山田小学校)	みずもり けんじ 水守 憲司	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
102	青山小学校	かつもと じゅんこ 勝本 順子	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
103	青山小学校	うえやま ひとみ 上山 ひとみ	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
104	青山小学校	たけおか よしまさ 竹岡 良昌	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
105	青山小学校	こうやま ゆきひさ 神山 幸久	令和6年4月1日から令和8年3月31日	再
106	青山小学校	なりた まき 成田 麻紀	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
107	青山小学校	くずはら あきら 葛原 晃	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
108	崇広中学校	ふきあげ じゅんこ 吹上 純子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
109	崇広中学校	まつおか かつみ 松岡 克己	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
110	崇広中学校	かのう けいこ 加納 圭子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
111	崇広中学校	はしい まり 橋井 真理	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
112	崇広中学校	まつむら しん 松村 晋	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
113	崇広中学校	いたはし まさひろ 板橋 誠啓	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再

114	緑ヶ丘中学校	さわ ひさただ 澤 久忠	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
115	緑ヶ丘中学校	さと まきのぶ 里 昌信	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
116	緑ヶ丘中学校	どうやま としお 堂山 敏夫	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
117	緑ヶ丘中学校	の だ ま ゆ み 野田 真由美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
118	緑ヶ丘中学校	とみなが けんたろう 富永 健太郎	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
119	緑ヶ丘中学校	やまもと 山本 あけみ	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
120	城東中学校	しみず ゆ み 清水 由美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
121	城東中学校	やまもと いくこ 山本 育子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
122	城東中学校	やまだ まさひろ 山田 政普	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
123	城東中学校	みやた しげかず 宮田 茂一	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
124	城東中学校	かわむら ひさと 川村 寿人	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
125	城東中学校	つじい まりこ 辻井 真理子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
126	城東中学校	わ だ けんじ 輪田 健二	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
127	城東中学校	にしだ けんいち 西田 賢一	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
128	城東中学校	つねおか のぶまさ 恒岡 信政	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
129	城東中学校	いちろ ひろみ 一路 博美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
130	城東中学校	とみます ゆうこ 富増 有子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
131	城東中学校	さわ たけふみ 澤 健史	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
132	城東中学校	たけだ ゆうすけ 竹田 悠亮	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
133	上野南中学校	あずま ひろひさ 東 弘久	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
134	上野南中学校	みやした ひろこ 宮下 裕子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
135	上野南中学校	みつおか あつこ 光岡 淳子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
136	上野南中学校	つじ よしつぐ 辻 喜嗣	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
137	上野南中学校	ごしよで けいし 五舛出 圭史	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
138	上野南中学校	いなばやし つかさ 稲林 司	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
139	上野南中学校	たなか ひでかず 田中 秀和	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
140	柘植中学校	にしだ てつや 西田 哲也	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
141	柘植中学校	たかぎ やすえ 高木 康江	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
142	柘植中学校	かわぐち もとお 川口 素生	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再

143	柘植中学校	はやし ゆうじ 林 優次	令和6年4月1日から令和7年3月31日	再
144	柘植中学校	きくち てるこ 菊地 晃子	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
145	柘植中学校	まつもと まさたか 松本 誠太	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
146	柘植中学校	やまぐち よしふみ 山口 好文	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
147	柘植中学校	いわさき むつみ 岩崎 睦美	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
148	霊峰中学校	ささき てるひさ 佐々木 光久	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
149	霊峰中学校	きざわ まさはる 木澤 正治	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
150	霊峰中学校	いない かくと 稲井 革人	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
151	霊峰中学校	みなみで まさひろ 南出 正博	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
152	霊峰中学校	みなみ とおる 南 亘	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
153	島ヶ原中学校	かわむかい けいぞう 川向 啓造	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
154	島ヶ原中学校	みなくち ひろこ 水口 廣子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
155	島ヶ原中学校	ひがしで きんこ 東出 欣子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
156	島ヶ原中学校	もりしま ひさのぶ 森嶋 久伸	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
157	島ヶ原中学校	なかじま こうし 中島 耕士	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
158	阿山中学校	ふじい たかゆき 藤井 孝行	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
159	阿山中学校	ふじばやし としはる 藤林 敏治	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
160	阿山中学校	やまもり ゆみこ 山森 裕美子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
161	阿山中学校	ふじた かずみ 藤田 一美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
162	阿山中学校	ふくたに ひでお 福谷 日出夫	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
163	阿山中学校	さわだ たかし 澤田 高志	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
164	大山田中学校区(大山田中学校)	たなか きょうこ 田中 恭子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
165	大山田中学校区(大山田中学校)	むらた まさこ 村田 雅子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
166	大山田中学校区(大山田中学校)	おく おさむ 奥 理	令和6年4月1日から令和7年3月31日	新
167	青山中学校	はながき あつみ 花垣 淳美	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
168	青山中学校	うえさこ なおき 上迫 直生	令和6年4月1日から令和8年3月31日	新
169	青山中学校	こうやま ゆきひさ 神山 幸久	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
170	青山中学校	ふくもと やすよ 福本 康代	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
171	青山中学校	さかもと やすし 坂本 安司	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継

172	桃青の丘幼稚園	みずたに のぶこ 水谷 展子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
173	桃青の丘幼稚園	たきやま ようこ 瀧山 陽子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
174	桃青の丘幼稚園	やまだ まさひろ 山田 政普	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
175	桃青の丘幼稚園	やまもと けいこ 山本 恵子	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継
176	桃青の丘幼稚園	きむら きよとし 木村 清俊	令和5年4月1日から令和7年3月31日	継

改正

平成24年 9 月26日教委規則第 8 号

平成30年 4 月 1 日教委規則第 5 号

令和 2 年10月26日教委規則第21号

伊賀市学校運営協議会の設置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、伊賀市立幼稚園、小中学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第 2 条 協議会は、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）運営に関する伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任のもと、保護者及び地域住民等の学校運営への参画を促進し、学校、保護者、地域住民等相互の信頼関係の構築に努め、一体となって心豊かで健やかな子どもたちの育成に取り組むものとする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の設置目的を達成するため、学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると求める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会が運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(所掌事項)

第 4 条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度、基本方針を作成し、当該対象学校に係る協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校の経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 組織の編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。

(5) その他、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の地域や学校の特性を生かした教育活動を充実させるための職員の任用に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(委員の委嘱)

第6条 協議会の委員は18人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者

(2) 対象学校が所在する地域の住民

(3) 対象学校の教職員

(4) その他、教育委員会が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、委員のうち、その一部については公募をすることができる。

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

5 委員は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の地方公務員とする。

(任期)

第7条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第4項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当することにより委嘱された委員が当該者に該当しなくなったときは、委員の身分を失う。

(秘密の保持等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会又は対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第10条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議のうえ会長が招集し、議長となる。ただし、会長及び副会長が定められていないときは、対象学校の校長がこれを行う。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 対象学校の地域や学校の特性を生かした教育活動を充実させるための職員の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るための必要な研修等を行うことができる。

(指導及び助言)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が発生したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第15条 協議会は、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の生徒、児童又は幼児の保護者及び対象学校の所在する地域の住民等に対して自らの活動状況を積極的に公開するなど情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第16条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日教委規則第8号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日教委規則第5号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月26日教委規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

専決第 10 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

議案第 33 号

伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について

伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 6 年 7 月 30 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

1 専決処分理由

年度当初から学校いじめ問題相談員として活動する必要性があり、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。

2 委嘱委員 今高 英理子

3 委嘱期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

○伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱

平成 24 年 8 月 24 日教育委員会告示第 19 号

伊賀市学校いじめ問題相談員設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童生徒や保護者からの相談を受け、いじめ、対人関係のトラブル等の問題の早期解決に資するため、いじめ問題相談員（以下「相談員」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 相談員は、伊賀市立のすべての小学校及び中学校（以下「学校」という。）に置く。

(職務)

第 3 条 相談員は、配置された学校の校長の指揮監督の下に、次に掲げる職務を遂行する。

- (1) 校区の児童生徒や保護者からの相談に関すること。
- (2) 学校、教育委員会への報告に関すること。

(委嘱等)

第 4 条 相談員は、学校運営協議会委員、教員であった者、青少年団体の指導者その他の教育に関する知識及び経験を有する者等から校長が推薦し、教育委員会が委嘱

する。

2 相談員は非常勤とし、1校につき5人以内とする。

(任期)

第5条 相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、前任者が解任された場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密の保持)

第6条 相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後もまた同様とする。

(解任)

第7条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 自己の都合により、解任を申し出たとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 相談員にふさわしくない非行があったとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相談員に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日教委告示第 20 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日教委告示第 10 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

専決第 11 号

専決処分書

伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 1 日

伊賀市教育委員会

教育長 谷口 修一

議案第 34 号

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命について

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 49 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり承認を求める。

令和 6 年 7 月 30 日提出

伊賀市教育委員会 教育長 谷口 修一

記

1 提案理由

団体の代表者交代等に伴い、新委員（補欠委員）の委嘱及び任命を行おうとする。

2 委嘱・任命委員 別紙のとおり

3 委嘱・任命期間 令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで
(前任者の残任期間)

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員名簿

任期:令和5年8月1日～令和7年7月31日

氏名	伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例第3条の選出区分	備考(最初の委嘱年月日等)	
桂口 芳樹	(1)市内校(園)長会の代表者	令和6年8月1日	新任
中島 容子	(2)放課後児童クラブの代表者	令和6年8月1日	新任
木澤 正治	(2)放課後子ども教室の代表者	令和元年8月1日	継続
上出 通雄	(3)社会教育委員の代表者	平成29年8月1日	継続
和田 文子	(4)児童福祉団体の代表者	令和5年8月1日	継続
福永 あすか	(5)市内PTA連合会の代表者	令和6年8月1日	新任
濱村 昭	(7)行政関係者(福祉関係部署)	令和6年8月1日	新任
川部 千佳	(7)行政関係者(教育委員会)	令和6年8月1日	新任

伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会条例

(設置)

第1条 放課後対策事業（文部科学省が実施する放課後子ども教室推進事業及び厚生労働省が実施する放課後児童健全育成事業を一体的又は連携して実施する総合的な事業をいう。以下「事業」という。）に基づき、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進する施策等を検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の広報活動に関すること。
- (2) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブのニーズの把握並びにボランティア等の人材確保に関すること。
- (3) 事業に係る安全管理に関すること。
- (4) 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの連携に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市内校（園）長会の代表者
- (2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の代表者
- (3) 社会教育委員の代表者
- (4) 児童福祉団体の代表者
- (5) 市内PTA連合会の代表者
- (6) 市民から公募した者
- (7) 行政関係者（教育委員会及び福祉関係部署）
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期内であっても、委員が前条各号に掲げる要件を欠いたときは、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会設置要綱（平成19年伊賀市教育委員会告示第9号）により委嘱又は任命された委員は、この条例の相当規定により委嘱又は任命されたものとみなす。

議案第 35 号

教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について

教育キャンプ実施運営要綱（平成 16 年教育委員会告示第 7 号）の一部を改正する要綱について、下記のとおり検討を求める。

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 教育キャンプの目的上、指導者だけの利用を認めないものとし、岩倉峡公園キャンプ場条例の一部改正に伴う所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 6 年 7 月 30 日から施行する。

教育キャンプ実施運営要綱の一部を改正する要綱

教育キャンプ実施運営要綱（平成16年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の実施期間」を削り、「3月15日から12月15日までとする」を「岩倉峡公園キャンプ場の開設期間において実施することができる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、12月28日の実施は、バーベキュー場の使用に限る。

第3条中「実施する者」を「実施する団体」に改め、同条第1号中「青少年の団体・グループ及びサークル」を「伊賀市内の青少年の団体、グループ及びサークル」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「その他伊賀市教育委員会」を「前号に掲げるもののほか、伊賀市教育委員会」に、「者」を「団体」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条の見出しを「(教育キャンプの認定)」に改め、同条第1項中「者」を「団体」に、「提出するものとする」を「提出し、教育キャンプの認定を受けなければならない」に改め、同条第2項中「認定する」の次に「ものとする」を加える。

第5条第7号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

附 則

この告示は、令和6年7月30日から施行する。

教育キャンプ実施運営要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>教育キャンプ実施運営要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 教育キャンプは、<u>岩倉峡公園キャンプ場の開設期間において実施することができる。ただし、12月28日の実施は、バーベキュー場の使用に限る。</u></p> <p>(教育キャンプ実施者の範囲)</p> <p>第3条 教育キャンプを実施する<u>団体</u> (以下「実施者」という。) の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>伊賀市内の</u>青少年の団体、<u>グループ</u>及び<u>サークル</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、伊賀市教育委員会</u> (以下「委員会」という。) が<u>適当と認めた団体</u></p> <p>(教育キャンプの認定)</p> <p>第4条 教育キャンプを実施しようとする<u>団体</u>は、教育キャンプ実施計画書 (様式第1号。以下「計画書」という。) 及び教育キャンプ実施にかかる確認書 (様式第2号) を委員会に<u>提出し、教育キャンプの認定を受けなければならない。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定により提出された計画書を審査し、<u>適当であると認めるときは、当該計画書により実施されるキャンプを教育キャンプと認定するものとする。</u></p> <p>(実施者の心得)</p> <p>第5条 実施者は、条例及び規則に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。</p> <p>(2) 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。</p>	<p>教育キャンプ実施運営要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 教育キャンプの<u>実施期間</u>は、<u>3月15日から12月15日までとする。</u></p> <p>(教育キャンプ実施者の範囲)</p> <p>第3条 教育キャンプを実施する<u>者</u> (以下「実施者」という。) の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 青少年の団体・<u>グループ</u>及び<u>サークル</u></p> <p>(2) <u>青少年を対象とする指導者のグループ</u></p> <p>(3) <u>その他伊賀市教育委員会</u> (以下「委員会」という。) が<u>適当と認め</u> <u>た者</u></p> <p>(<u>実施計画書の提出</u>)</p> <p>第4条 教育キャンプを実施しようとする<u>者</u>は、教育キャンプ実施計画書 (様式第1号。以下「計画書」という。) 及び教育キャンプ実施にかかる確認書 (様式第2号) を委員会に<u>提出するものとする。</u></p> <p>2 委員会は、前項の規定により提出された計画書を審査し、<u>適当であると認めるときは、当該計画書により実施されるキャンプを教育キャンプと認定する。</u></p> <p>(実施者の心得)</p> <p>第5条 実施者は、条例及び規則に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。</p> <p>(2) 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。</p>

改正後	改正前
(3) 引率者を中心に規律正しい集団生活をする事。	(3) 引率者を中心に規律正しい集団生活をする事。
(4) 火災、盗難等の予防に努める事。	(4) 火災、盗難等の予防に努める事。
(5) 職員の指示に従う事。	(5) 職員の指示に従う事。
(6) 傷病及び感染症等の予防に努める事。	(6) 傷病及び感染症等の予防に努める事。
(7) 前各号に掲げるもののほか、委員会の指示する事項	(7) 前各号のほか、委員会の指示する事項

附 則

この告示は、令和6年7月30日から施行する。

改正

平成17年 9 月28日条例第92号

平成24年 3 月29日条例第21号

平成26年 3 月28日条例第13号

令和元年 7 月 1 日条例第15号

令和 5 年 9 月29日条例第38号

岩倉峡公園キャンプ場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 の規定に基づき、キャンプ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 野外活動を通じ、教育、文化、健康及び福祉の増進に資するため、岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を伊賀市西高倉6358番地 1 に設置する。

(管理)

第 3 条 キャンプ場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(開設期間等)

第 4 条 キャンプ場の開設期間は、3 月 1 日から12月28日までとする。ただし、12月28日は、次項第 1 号又は第 2 号に掲げる区分による使用に限る。

2 キャンプ場を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) バーベキュー場昼 午前10時から午後 3 時30分まで

(2) バーベキュー場夜 午後 4 時30分から午後 9 時まで

(3) 宿泊キャンプ場及びオートキャンプ場 次条第 1 項の許可を受けた期間の初日の午後 1 時から末日の午前10時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、キャンプ場の開設期間及び使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) キャンプ場内の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。

(4) 連続して3日を超える使用又は例日を定める独占的な使用。ただし、指定管理者が特に必要と認めたものを除く。

3 指定管理者は、第1項の許可（以下「使用許可」という。）に際して、キャンプ場の管理上必要があるときは、条件を付することができる。

4 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可を受けた使用を取り消そうとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金）

第6条 使用者は、キャンプ場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免及び還付）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が使用するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、規則で定める特に必要があると認めるとき。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により使用できなかったときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第8条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の目的にキャンプ場を使用し、又は当該使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（使用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第3項の

規定により付した条件を変更し、使用許可をした使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上、特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定の適用により、使用者が損害を受けても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、キャンプ場の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、キャンプ場の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャンプ場の使用許可に関する業務
- (2) キャンプ場の利用料金の徴収に関する業務
- (3) キャンプ場の施設及び設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャンプ場の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、岩倉峡公園キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成4年上野市条例第13号。以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行

為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(管理の委託)

- 3 キャンプ場の管理は、平成18年3月31日までの間に限り、旧条例第12条の規定の例により、財団法人伊賀市文化都市協会に委託する。

附 則 (平成17年9月28日条例第92号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の岩倉峡公園キャンプ場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成24年3月29日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、施行日以後における岩倉峡公園キャンプ場の使用を承認された者から徴収する利用料金の額は、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例別表の規定の例によるものとする。

附 則 (令和元年7月1日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、施行日以後における岩倉峡公園キャンプ場の使用を許可された者及び阿山ふるさとの森公園の使用を承認された者から徴収する利用料金等の額は、第1条の規定による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の阿山ふるさとの森公園条例別表第2の規定の例によるものとする。

附 則 (令和5年9月29日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第13条を削り、第14条を第13条とする

改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者は、前項本文の規定による施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の岩倉峡公園キャンプ場条例（以下「新条例」という。）第4条第3項又は第6条第2項の規定による市長の承認を得ることができる。

(経過措置)

- 3 施行日前から引き続き使用する場合の施行日以後の岩倉峡公園キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用料金については、なお従前の例による。
- 4 施行日以後のキャンプ場の使用について、施行日前にこの条例による改正前の岩倉峡公園キャンプ場条例の規定により納付されたキャンプ場の利用に係る料金は、新条例の規定による納付の内払とみなす。

別表（第6条関係）

区分	単位	利用料金	備考
バーベキュー場昼	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
バーベキュー場夜	1人につき	大人 1,000円 小人 500円	
宿泊キャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 2,000円を上限として 加算する。
オートキャンプ場	1人1泊につき	大人 1,500円 小人 800円	1区画1泊につき、 3,000円を上限として 加算する。

備考

- 1 大人は高校生以上、小人は小学生以上中学生以下とする。
- 2 小学校就学前の幼児については、利用料金を徴収しない。

改正

平成18年 3 月31日規則第31号

岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩倉峡公園キャンプ場条例（平成16年伊賀市条例第213号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、キャンプ場の使用許可を受けようとする者は、指定管理者が定める岩倉峡公園キャンプ場使用許可申請書（以下「申請書」という。）により申請しなければならない。この場合において、教育キャンプ実施運営要綱（平成16年伊賀市教育委員会告示第 7 号）に基づき使用する場合は、伊賀市教育委員会が認定した教育キャンプ実施計画書を添付しなければならない。

2 前項の申請書は、キャンプ場を使用しようとする日の60日前から 5 日前までの間受け付ける。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間以外においても受付できるものとする。

(1) 伊賀市が主催する行事に使用するとき。

(2) その他指定管理者と市長が協議して、その必要性を市長が認めるとき。

4 第 1 項に規定する申請書の受付は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

5 キャンプ場開設期間中に限り、前項の規定にかかわらず、キャンプ場管理棟において午前 9 時から午後 5 時までの間に申請することができる。

6 使用許可の申請時に団体個人にかかわらず、一組が利用する 1 日につき金500円を申込金として利用料金の一部を納付するものとする。利用料金の納付時に申込金を精算するものとする。

7 前 3 項において、指定管理者が必要と認めるときは変更することができることとする。

(使用許可の順序)

第 3 条 使用許可は、申請の順序とする。

(許可書の交付)

第 4 条 指定管理者は、使用許可の申請について適当と認めたときは、その使用の許可を決定し、

速やかに指定管理者が定める岩倉峡公園キャンプ場使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 キャンプ場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の許可書を使用の際に係員に提示し、指示を受けなければならない。

（利用料金の納付）

第5条 利用料金は、指定管理者が定めるときまでに納付するものとする。

2 官公署が使用する場合又は指定管理者が認めたときは、第1項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。

（利用料金の減免）

第6条 条例第7条に基づき利用料金を減額し、又は免除できるものは、教育キャンプ実施運営要綱に基づき使用する場合とする。

2 その他指定管理者と市長が協議して、その必要性を市長が認めるとき。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、キャンプ場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 建造物、樹木その他施設又は貸付用具（以下「施設」という。）を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけること。
- （3） 指定の場所以外の場所にごみ、吸いがらその他の汚物又は廃物を捨てること。
- （4） 指定管理者の許可を受けないで物品の販売又は貸付その他営利行為をすること。
- （5） その他衛生、風紀、保安又はキャンプ場の管理上支障となる行為をすること。

（施設等の損傷の届出）

第8条 使用者は、施設を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を明らかにし、指定管理者に届け出なければならない。

（使用後の届出及び点検）

第9条 使用者は、その使用が終わったときは、速やかに係員に届け出て、点検を受けなければならない。

（管理上の注意）

第10条 指定管理者は、円滑な管理に万全を期するとともに、常に現状を明らかにするため、必要な帳簿を備え、会計年度終了後、30日以内に市長に事業の報告をしなければならない。

2 指定管理者は、管理上に事故が生じたときは、直ちに市長に報告し、その対策について指示を

受けなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

○教育キャンプ実施運営要綱

平成16年11月 1 日
教育委員会告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊賀市における青少年の健全育成を図るため、岩倉峡公園キャンプ場条例（平成16年伊賀市条例第213号。以下「条例」という。）及び岩倉峡公園キャンプ場条例施行規則（平成16年伊賀市規則第182号。以下「規則」という。）に基づいて岩倉峡公園キャンプ場を利用し、教育キャンプを実施するうえでその運営に必要な事項を定めるものとする。

(期間)

第2条 教育キャンプの実施期間は、3月15日から12月15日までとする。

(教育キャンプ実施者の範囲)

第3条 教育キャンプを実施する者（以下「実施者」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の団体・グループ及びサークル
- (2) 青少年を対象とする指導者のグループ
- (3) その他伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者
(実施計画書の提出)

第4条 教育キャンプを実施しようとする者は、教育キャンプ実施計画書（様式第1号。以下「計画書」という。）及び教育キャンプ実施にかかる確認書（様式第2号）を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の規定により提出された計画書を審査し、適当であると認めるときは、当該計画書により実施されるキャンプを教育キャンプと認定する。

(実施者の心得)

第5条 実施者は、条例及び規則に規定するもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。
- (2) 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。
- (3) 引率者を中心に規律正しい集団生活をする事。
- (4) 火災、盗難等の予防に努めること。
- (5) 職員の指示に従うこと。
- (6) 傷病及び感染症等の予防に努めること。
- (7) 前各号のほか、委員会の指示する事項

附 則

この告示は、平成16年11月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

教育キャンプ実施計画書

実施 団体名				団体 責任者	住所	
					氏名	
実施 目的						
実施 月 日	前 月 日 午 時 分から			前 月 日 午 時 分まで		
参加者 の構成	幼 児	小学生	中学生	青年・一般	指導者	計
	名	名	名	名	名	名
教育キャンプ生活プログラム						
日 時	行 事			日 時	行 事	
教育キャンプの実施にあたり、上記のとおり計画書を提出します。						
年 月 日						
実施責任者 _____						
連絡先 (TEL) ()						
伊賀市教育委員会様						
第 号						
上記計画に基づき実施するキャンプを教育キャンプと認めます。						
年 月 日						
伊賀市教育委員会						

様式第2号（第5条関係）

教育キャンプ実施にかかる確認書

教育キャンプの実施にあたり、教育キャンプ実施運営要綱第5条に規定する下記事項を遵守します。

- （1） 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。
- （2） 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。
- （3） 引率者を中心に規律正しい集団生活をする事。
- （4） 火災、盗難等の予防に努めること。
- （5） 職員の指示に従うこと。
- （6） 傷病及び感染症等の予防に努めること。
- （7） 前各号のほか、委員会の指示する事項

上記の遵守事項に違反したときは、今後、当団体又は私が提出する教育キャンプ実施計画書が、教育キャンプに認定されないことがあっても異議はありません。

年 月 日

実施団体
実施責任者 署名

伊賀市教育委員会 様

議案第 36 号

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正について

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱（平成 20 年伊賀市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する要綱について、下記のとおり検討を求める。

令和 6 年 7 月 30 日

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 第 3 条第 3 項の職名の修正、第 3 条別表の職名の修正及び追加・削除を
する必要があるため。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令
伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱（平成 20 年伊賀市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項の「教育委員会事務局事務局長」を「教育委員会事務局長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

役職名
教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長 人権生活環境部同和課長 人権生活環境部多文化共生課長 健康福祉部障がい福祉課長 健康福祉部こども未来課長 健康福祉部保育幼稚園課長 健康福祉部こども家庭支援課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学校教育課長 教育委員会事務局生涯学習課長 上野図書館長

附 則

この訓令は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前																			
<p>伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱 第1条・第2条(略) (組織) 第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。 3 会長は<u>教育委員会事務局長</u>とし、副会長は会長が指名する。 4 会長は会務を総理し、連絡会議を代表する。 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 第4条・第5条(略) 別表(第3条関係)</p>	<p>伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱 第1条・第2条(略) (組織) 第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。 3 会長は<u>教育委員会事務局事務局長</u>とし、副会長は会長が指名する。 4 会長は会務を総理し、連絡会議を代表する。 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 第4条・第5条(略) 別表(第3条関係)</p>																			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育委員会事務局長</u> <u>教育委員会事務局次長</u> <u>人権生活環境部同和課長</u> <u>人権生活環境部多文化共生課長</u> <u>健康福祉部障がい福祉課長</u> <u>健康福祉部こども未来課長</u> <u>健康福祉部保育幼稚園課長</u> <u>健康福祉部こども家庭支援課長</u> <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> <u>教育委員会事務局学校教育課長</u> <u>教育委員会事務局生涯学習課長</u> <u>上野図書館長</u></td> </tr> </tbody> </table>	役職名	<u>教育委員会事務局長</u> <u>教育委員会事務局次長</u> <u>人権生活環境部同和課長</u> <u>人権生活環境部多文化共生課長</u> <u>健康福祉部障がい福祉課長</u> <u>健康福祉部こども未来課長</u> <u>健康福祉部保育幼稚園課長</u> <u>健康福祉部こども家庭支援課長</u> <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> <u>教育委員会事務局学校教育課長</u> <u>教育委員会事務局生涯学習課長</u> <u>上野図書館長</u>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>役職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育委員会事務局事務局長</u></td> </tr> <tr> <td><u>人権生活環境部同和課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>人権生活環境部市民生活課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉部障がい福祉課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉部こども未来課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉部保育幼稚園課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>健康福祉部健康推進課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会事務局教育総務課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会事務局学校教育課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>教育委員会事務局生涯学習課長</u></td> </tr> <tr> <td><u>いがまち公民館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>島ヶ原公民館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>阿山公民館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>大山田公民館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>青山公民館長</u></td> </tr> <tr> <td><u>上野図書館長</u></td> </tr> </tbody> </table>	役職名	<u>教育委員会事務局事務局長</u>	<u>人権生活環境部同和課長</u>	<u>人権生活環境部市民生活課長</u>	<u>健康福祉部障がい福祉課長</u>	<u>健康福祉部こども未来課長</u>	<u>健康福祉部保育幼稚園課長</u>	<u>健康福祉部健康推進課長</u>	<u>教育委員会事務局教育総務課長</u>	<u>教育委員会事務局学校教育課長</u>	<u>教育委員会事務局生涯学習課長</u>	<u>いがまち公民館長</u>	<u>島ヶ原公民館長</u>	<u>阿山公民館長</u>	<u>大山田公民館長</u>	<u>青山公民館長</u>	<u>上野図書館長</u>
役職名																				
<u>教育委員会事務局長</u> <u>教育委員会事務局次長</u> <u>人権生活環境部同和課長</u> <u>人権生活環境部多文化共生課長</u> <u>健康福祉部障がい福祉課長</u> <u>健康福祉部こども未来課長</u> <u>健康福祉部保育幼稚園課長</u> <u>健康福祉部こども家庭支援課長</u> <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> <u>教育委員会事務局学校教育課長</u> <u>教育委員会事務局生涯学習課長</u> <u>上野図書館長</u>																				
役職名																				
<u>教育委員会事務局事務局長</u>																				
<u>人権生活環境部同和課長</u>																				
<u>人権生活環境部市民生活課長</u>																				
<u>健康福祉部障がい福祉課長</u>																				
<u>健康福祉部こども未来課長</u>																				
<u>健康福祉部保育幼稚園課長</u>																				
<u>健康福祉部健康推進課長</u>																				
<u>教育委員会事務局教育総務課長</u>																				
<u>教育委員会事務局学校教育課長</u>																				
<u>教育委員会事務局生涯学習課長</u>																				
<u>いがまち公民館長</u>																				
<u>島ヶ原公民館長</u>																				
<u>阿山公民館長</u>																				
<u>大山田公民館長</u>																				
<u>青山公民館長</u>																				
<u>上野図書館長</u>																				

附 則

この訓令は、令和6年8月1日から施行する。

改正

平成21年5月21日教委訓令第4号

平成22年3月30日教委訓令第1号

平成24年3月30日教委訓令第4号

平成25年3月29日教委訓令第2号

平成26年4月1日教委訓令第6号

平成28年4月1日教委訓令第5号

平成28年4月1日教委訓令第10号

平成30年4月1日教委訓令第6号

伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の推進に際し庁内の連携を図るため、伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の検証に関すること。
- (3) その他計画に係る事項及び庁内の連絡調整に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は教育委員会事務局事務局長とし、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協力要請)

第5条 会長は連絡会議の事務遂行上必要があるときは、関係機関に対し資料の提出その他の必要な協力を要請するものとする。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月21日教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月30日教委訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教委訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日教委訓令第6号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日教委訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日教委訓令第10号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日教委訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

役職名
教育委員会事務局事務局長

人権生活環境部同和課長
人権生活環境部市民生活課長
健康福祉部障がい福祉課長
健康福祉部こども未来課長
健康福祉部保育幼稚園課長
健康福祉部健康推進課長
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局生涯学習課長
いがまち公民館長
島ヶ原公民館長
阿山公民館長
大山田公民館長
青山公民館長
上野図書館長

令和6年第8回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2024年(令和6年)7月30日(火曜日) 10時
2. 開催場所 : 伊賀市役所 2階 会議室 203
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、岡森委員、中委員、野口委員、川部事務局長、東事務局次長、森口教育総務課長、中釜学校施設室長、西口学校教育課長、川口生涯学習課長兼中央公民館長、小林上野図書館長、東構いがっこ給食センター元気所長 一路いがっこ給食センター夢所長
4. 傍聴人 : 1人
5. 協議事項 : 議案第31号 教科用図書の採択について
議案第32号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認について
議案第33号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認について
議案第34号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命について
議案第35号 教育キャンプ実施運営要綱の一部改正について
議案第36号 伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正について
6. 報告説明事項 : ①寄附について
②伊賀市就学援助費支給要綱の一部改正について
③「ことばで伝えるおはなし会」の実施について
④その他

閉会 : 11時10分 署名委員 岡森委員

教育長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。

さて、岡森委員におかれましては、7月1日から教育委員に就任いただき、本日、初めての教育委員会へ出席いただきました。前任者の残任期間である令和7年12月24日の任期までどうぞよろしく願いいたします。

学校訪問も始まって、毎日暑い中、ありがとうございます。新聞にも出ていましたが、SMSをみていると学習が下がるとか、表現力が非常に全国的に落ちているとか、伊賀市においても同じような傾向です。今後、分析しながら、学力向上に向けて取り組んでいかなきゃいけないなあと考えております。委員会などこのような場において、また共有させていただきます。

それでは、これより令和6年第8回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。本日は、委員全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、岡森委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、岡森委員といたします。
よろしく申し上げます。

教育長 日程第2 令和6年第7回伊賀市教育委員会議事録の確認についてであります
ますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、
ご発言ください。

(なしの声)

教育長 それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、事前送付内容のとおりとすることといたします。

教育長 日程第3 議案第31号 教科用図書の採択についてを議題といたします。
本議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項
ただし書の規定に基づき、非公開で審議いたしたいと思いますが、いかがで
しょうか。

(異議なしの声)

教育長 それでは非公開で審議することは、出席委員の3分の2以上での議決を要す
ることとなっておりますことから、議決を得たいと思います。
非公開審議に賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
議案第31号は、非公開で審議することに決しました。

傍聴者の方はご退出ください。

(非公開審議のため議事録省略)

教育長 採決に入ります。議案第31号に対し、原案どおり承認することに賛成の方
の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案 31 号は、可決いたしました。
それでは、傍聴者の方がおみえでしたら、入室してください。

教育長 議案第 32 号 伊賀市学校運営協議会委員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育長から説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 大山田地区だけ、なぜかっこ書きになっているのですか。

学校教育課長 大山田地区については、学校単位ではなく、小中一緒にしています。ただ、小学校からと中学校からとそれぞれの委員さんを選んでいただいているので、一応中学校区という形で選ばせていただいています。

委員 他の地区は一緒にしていないのでしょうか。

学校教育課長 はい。すべて学校単位で出させていただきました。

委員 主な活動を教えて欲しいです。

学校教育課長 主に、まず、年度当初に校長がマニフェストや学校経営方針につきまして、委員の皆様から評価をいただき、承認をいただいて、運用をスタートするというふうになっています。それから、学校にもよりますが、年度途中で中間的な取り組みの報告をさせていただいて、いろんな意見をいただいたりもします。最後、年度末に教育委員さんに、マニフェストの評価をしていただきますが、それと同じような形で学校の取り組みを、運営協議会委員さんに評価をしていただいて、来年度の学校経営のご意見等をいただくような会議をさせていただきます。

委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にどうですか。

委員 委員会は学校の先生と PTA の方があがっているが、地区の方ではないのですか。

学校教育課長 選任の基準が第 6 条にあつて、1 つは保護者の方、それから 2 つ目が地域の住民の方、それから教職員、それと教育委員会で適当と認めるものということで、4 つの区分から選んでいただいております。

委員 はい。わかりました。

教育長 他にいかがですか。

マニフェストもありますけれど、それもここで承認いただいて、地域の声、保護者の声を聞いて、校長がまとめたというものになっています。各評議員、非常に重要な役職になっていて、今後、評価もしていただきますし、地域にお伝えいただいたりもします。他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。
議案第 32 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 32 号は、承認されました。

教育長 議案第 33 号 伊賀市学校いじめ問題相談員の委嘱に係る専決処分の承認についてを議題といたします。
学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。新規の方ですか。

学校教育課 もうすでに、これまでから、委員に付属する活動をされていたのですけれども、委員としての委嘱報告が学校から上がってくるものが漏れていたのです。そのことに気づいて、今改めて委嘱をさせていただきたいということです。

教育長 学校が教育委員会へ提出するのが漏れていたということですが、他にご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 33 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 33 号は、承認されました。

教育長 続きまして、日程第 4 議案第 34 号 伊賀市放課後子どもプラン施策検討委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。
本議案につきまして、生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 他に、ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 34 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 34 号は、承認されました。

教育長 議案第 35 号 教育キャンプ実施運営要綱の一部改正についてを議題といたします。
生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。教育キャンプで岩倉のキャンプ場を使うのは、教育的なキャンプをするのが教育っていう意味ですよ。だから、いわゆる教育キャンプ以外は、教育とは言わないということですね。

生涯学習課長 はい。

教育長 教育キャンプは無料で管理できるということですね。

生涯学習課長 それについて問題が多かったので、それは無くしましょうというのがこの条例改正です。

教育長 問題っていうのは、どういう問題ですか。

生涯学習課長 指導者だけの参加で、教育キャンプ目的でしたら飲酒等については、認めないとしていたのですが、終わった後で、ビールの缶が出てきたとか、そういったものが確認されたということが何件か報告いただいておりますので、協議させていただいた結果、指導者のみの参加については認めないという改正をしたいというふうなことです。

教育長 教育者の指導者だけでやるのは今まで無料だったのですね。そういう飲酒のことやいろんなことがあって、これはもう駄目よということになった。教育キャンプとせずに、一般でもらうのは無料ではないけれど飲酒はしてよいということですね。

生涯学習課長 はい。

教育長 改正は無料の部分もなくすという意味。

事務局長 教育キャンプとして大人のみの利用料の減免をなくすという意味です。

委員 教育キャンプの場合のみ、大人の減免があるから減免をなくすということ、ということでもよろしいか。それはその教育キャンプをしたっていう、その証明か何か申請をするのですか。

事務局長 青少年の教育キャンプの認定を教育委員会のほうで行っており、それをもって、いわゆる無料としています。

委員 それは今まで認定をしていたわけですから、その指導者だけでも、申請がそうであればよかったですね。

生涯学習課長 はい。

委員 わかりました。

委員 実際中身が違った、そういった実態が確認されたので、明確にするわけですね。

委員 第三条の、句読点の点と、団体とグループの間の中点の表記の種類が変わることによって範囲が変わることになるわけですか。

生涯学習課長 表記の仕方は違うのですけれども、中点っていうのは同列です。

局長 並列して書く場合は、句読点を使うというルールがあります。範囲が変わるわけではないです。

委員 わかりました。

教育長 お金を払ってもらう場合はいくらなのか。

生涯学習課長 大人の利用と利用料としましては、昼のバーベキューは 1 人につき 1000 円。夜も 1 人に付き 1,000 円。それから宿泊については、大人が 1500 円。オートキャンプは、1 人 1 泊につき 1500 円でございます。

委員 ちなみに、教育キャンプと認めた場合、子供たち以外に、子供たちに引率している大人も含めて全部が無料になるのか、子どもの分だけが無料になるのか。

生涯学習課長 子どもは無料ですが大人は有料です。

教育長 他にありませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 35 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。よって、議案第 35 号は、承認されました。

教育長 議案第 36 号 伊賀市子ども読書活動推進庁内連絡会議設置要綱の一部改正についてを議題といたします。生涯学習課長から説明をお願いします。

(生涯学習課長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

この読書活動推進庁内連絡会っていうのは、要綱を見ていただいたらわかりますように、改正が平成 30 年 4 月 1 日から行われておりませんでした。なぜ今かと言うと、読書計画を図書館のオープンに合わせて、この庁内連絡会議をするので、今、見直すということです。その中身、どんなことをするかについては、課長、説明いただけますか。

生涯学習課長 庁内会議におきましては、読書に係る部署に入っていたいております。本を設置している関係機関等に入っただきながら、今後、新図書館オープンに合わせて、様々な関係機関からご意見をいただきながら、さらに読書が推進されるように、ご意見をいただきたいというふうに考えております。

局長 子ども読書活動推進計画の改正をしてなかったのが、新たに改正をすることにいたしまして、それに基づいていろんな施策を展開していくのですが、その施策の進捗をみていき、具体的にどういったことをしていくかというのを検討していくのがこの庁内連絡会議になります。

教育長 大事な会議です。集まる程度はどれくらいか。

生涯学習課長 年間3回ほどです。子ども読書計画につきましては設置を令和7年度末までにと考えておまして、今後、例えば学校であったり、小学校中学校、高校にアンケートを取って、子どもたちの意見を聞きながら、そういったことを踏まえて、またご意見をいただきながら計画を立てていくのに集まっていたきたいというふうに考えてます。

委員 施策を実際に実行していく主体はどこになるのですか。

生涯学習課長 実際に実行していく主体としましては、施策検討に入っていただく各庁内の部局がそれぞれ決めていただいた計画に基づきながら、施策を進めていただくということになってくると考えます。

委員 それぞれの部署で計画を立てるのですね。

生涯学習課長 はい。この進捗管理は生涯学習課でさせていただきます。

委員 この読書計画は、実施の計画なのか、理念というか概要のための計画なのか。

生涯学習課長 実施計画と考えています。

委員 計画に基づきながら、それぞれの部署が目指していくところに向けて施策を実施していただくということですね。

次長 それぞれの子どもに対してその働きかけの主体があると思うのですが、家庭であったり、学校であったり、図書館だったたりというようなところの、かなり具体的なところまで書いてそれを進捗管理をし、そこで継続的な取り組みとして、経過が止まっておりましたので、図書館がオープンするというので、改めて作り直して取り組むというのが趣旨です。

委員 その計画そのものを7年度末までに具体化させていき、計画も細かく出していただいて、8年度からスタートなのですか。

次長 大きな契機となる図書館を組み合わせるといことで、改めて取り組みをさせていただくという趣旨でございます。

教育長 読書計画と言っているのですけれど、施策の名前が違いまして、何という委員会でしたか。

生涯学習課長 読書計画を作る委員会は子ども健全育成施策検討委員会です。

教育長 他にご質問よろしいですか。

委員 各学校の図書室の、もう少し充実管理することもここに含まれていますか。

局長 はい。それも含めて各学校での取り組み、そして図書館の取り組み、図書館と各学校の連携の取り組み、そういったものも入っています。

教育長 他によろしいですか。

(なしの声)

教育長 質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 36 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 36 号は、承認されました。

教育長 日程第 5 報告説明事項に移ります。
事項①番 寄附について 教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 事項②番 伊賀市就学援助費支給要綱の一部改正について学校教育課長から説明をお願いします。

(学校教育課長、説明)

教育長 事項③番 「ことばで伝えるおはなし会」の実施について、上野図書館長から説明をお願いします。

(上野図書館長、説明)

教育長 事項④番 「その他」の項ですが、何かございませんか。

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。それでは、これをもちまして、第 8 回定例会は閉会といたします。議事協力どうもありがとうございました。

11 時 10 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員